

令和5年 第2回定例会

**愛知中部水道企業団議会会議録**

令和5年7月25日

愛知中部水道企業団議会

# 令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

### 第 1 号 (7月25日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
一般質問	12
議員派遣について	18
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第9号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	20
企業長あいさつ	31
閉会の宣告	32
署名議員	33

令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月10日

愛知中部水道企業団

企業長 近藤 裕 貴

1 期 日 令和5年7月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (15名)

1番	浅井	たかお	議員	2番	武谷	としお	議員
3番	月岡	修一	議員	4番	ごとう	みき	議員
5番	水野	たかはる	議員	6番	吉野	ゆうと	議員
7番	福安	金之助	議員	8番	阿部	憲明	議員
9番	藤川	仁司	議員	10番	川合	ともゆき	議員
11番	佐野	尚人	議員	12番	にしだ	亮太	議員
13番	若園	ひでこ	議員	14番	熊田	彰夫	議員
15番	加藤	宏明	議員				

不応招議員 (なし)

令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

発言 順序	氏 名 (質問方式)	一 般 質 問 内 容
1	ごとう みき (一問一答)	<p>1 水道料金の考え方について</p> <p>《質問要旨》</p> <p>水道料金設定の考え方に、「本企業団は、企業としての経済性を発揮すると同時に、住民の福祉の増進を目的として営まれるよう、「経済性」と「公共性」の2つの原則を掲げて事業運営を行っています。」とあります。</p> <p>(1) 住民の福祉の増進を目的に、ということをどのように料金設定に反映されていますか。</p> <p>(2) 丹羽広域事務組合は、「原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた町民や事業者の負担を軽減するための支援施策として、水道料金の基本料金を4か月間免除します」と実施。愛知中部水道企業団として、住民のための負担軽減策を行えませんか。</p> <p>(3) 第3次アクア・シンフォニー計画には、「現行の水道料金の継続」とあります。令和12年度までの計画変更はありませんか。</p>

令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第9号	ごとう みき	<p>議案第9号 令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>令和4年度決算の特徴について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 物価高騰の中でも、令和4年度の純利益が10億3,723万4,468円と黒字となったのは、どのような経営努力をされた結果なのでしょう。</p> <p>また、給水原価が前年度と比較して減少となった原因をどのように分析しているのでしょうか。</p> <p>2 有収水量が前年度と比較して減少していますが、長久手市だけが増加となっています。長久手市が増加となった原因をどのように分析しているのでしょうか。ジブリパークの開園の影響もあるのでしょうか。</p> <p>また、他の市町が減少となっている原因をどのように分析しているのでしょうか。</p>
	浅井 たかお	<p>議案第9号 令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について</p> <p>《質疑事項》</p> <p>「水道水源環境保全基金」を活用した水源地域の整備事業費について</p> <p>《質疑要旨》</p> <p>1 森林整備協定造林事業が当初の計画とおりの面積が確保できなかった理由は何が考えられるか。</p> <p>2 令和6年度末までの目標値に対して、令和4年度決算値はどこまで達成できたか。</p> <p>3 令和2年第2回定例会の答弁で、作業道の整備、獣害</p>

議案 番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
議案 第9号	浅井 たかお	対策の拡大、町村単独事業などへ助成要件の緩和、木質バイオマス発電設備の導入について木曾広域連合に確認について答弁されているが、令和4年度決算時点でどこまで進捗できたか。

第 2 回 定 例 会

( 第 1 号 )

## 令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

### 議事日程

令和5年7月25日午後2時00分開会

- 日程第1 企業長あいさつ
- 日程第2 議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 議案第8号 愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について

---

### 出席議員（15名）

1番	浅井 たかお 議員	2番	武谷 としお 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	ごとう みき 議員
5番	水野 たかはる 議員	6番	吉野 ゆうと 議員
7番	福安 金之助 議員	8番	阿部 憲明 議員
9番	藤川 仁司 議員	10番	川合 ともゆき 議員
11番	佐野 尚人 議員	12番	にしだ 亮太 議員
13番	若園 ひでこ 議員	14番	熊田 彰夫 議員
15番	加藤 宏明 議員		

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のために出席した者の職氏名

企業長	近藤 裕貴 君	副企業長	小浮 正典 君
副企業長	小山 祐 君	副企業長	吉田 一平 君

副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	代 表 監 査 委 員	都 築 一 浩 君
局 長	小 島 千 明 君	次 長 ( 総 括 )	高 津 桂 一 君
次 長 ( 管 理 )	山 田 紀 夫 君	次 長 ( 営 業 )	近 藤 隆 徳 君
次 長 ( 技 術 )	谷 澤 英 一 君	専 門 監 兼 建 設 課 長	鈴 木 由 紀 夫 君
総 務 課 長	上 村 知 由 君	経 営 企 画 課 長	白 井 淳 君
営 業 課 長	弓 矢 太 君	事 業 推 進 室 長	川 本 弘 直 君

---

職務のために出席した職員の職氏名

議 会 事 務 部 局 書 記 長	山 田 浩 司 君	経 営 企 画 課 課 長 補 佐	宮 木 智 彦 君
管 財 検 査 課 課 長 補 佐	春 日 井 希 美 君	豊 明 市 下 水 道 課 長	外 山 紀 元 君
日 進 市 下 水 道 課 長	石 原 直 樹 君	み よ し 市 下 水 道 課 長	原 田 恭 光 君
長 久 手 市 下 水 道 課 長	丸 山 賢 一 君	東 郷 町 下 水 道 課 長	中 川 正 康 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2議案でございます。

慎重なる御審議をいただきますとともに、議会運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和4年度2月分から令和5年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

### ◎開議の宣告

○議長（若園ひでこ議員） それでは、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（若園ひでこ議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

---

## ◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） 日程第1、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 皆様、こんにちは。開会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かと御多用の中、出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、小浮正典豊明市長の後任として企業長に就任をいたしました日進市長の近藤裕貴と申します。どうぞよろしく申し上げます。企業長として全力を傾け、円滑な事業運営に取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

さて、水道事業を取り巻きます環境は、新型コロナウイルス感染症の5類移行、ウクライナ侵攻を背景とした原材料価格の上昇やエネルギー価格の高騰、自然災害リスクへの対応に加え、水道行政の機能強化においても大変大きな変換点を迎えようとしています。

令和6年度には、水道行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管するための法律が、本年5月に成立いたしました。水道行政の移管は、水道整備、管理行政の全般を国土交通省、水質、衛生に関する業務を環境省へ移管することといたしておりますが、施設整備や現場力、技術力の知見を有する国土交通省が一元的に所管することで効率向上を図るとともに、環境省が専門的な能力、知見に基づき水質基準の策定を担うことで、水道水の安全・安心をより高めると期待をされているところであります。国土交通省では、法の成立を受けまして、来年度の円滑な移管に向けて専門組織を設置しており、今後、更に移管に向けた準備が加速していくことになるため、本企业団においてもその動向を注視してまいりたいと考えております。

本日、定例会で皆様に御審議いただきます案件は、愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての2件でございます。

令和4年度の決算につきましては、給水人口は若干回復いたしました。給水量が、業務営業用水の需要が増加したものの、生活用水の減を吸収するには至らず、減少となりました。また、収益全体で見ますと、令和4年度は、令和3年度にあった遊休地の売却収益がなかったことから、当年度純利益は令和3年度を下回る10億3,723万円の計上となりました。

た。

慎重なる御審議を賜りまして、原案どおりお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） どうもありがとうございました。

---

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（若園ひでこ議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

11番、佐野尚人議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（佐野尚人議員） 議会運営委員長報告を申し上げます。議長より御指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

本定例会の運営につきまして、7月10日午後1時30分及び本日午後1時30分より委員会を開催いたしました。7月10日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますもので、主なもののみ御報告申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第8号 愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを始め2件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては一問一答方式で1名、議案質疑につきましては2名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は制限を設けず、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め1議案1人15分以内とし、質疑回数同一議題について2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別の御協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 御苦労さまでした。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（若園ひでこ議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、6番、吉野ゆうと議員及び7番、福安金之助議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（若園ひでこ議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（若園ひでこ議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） こんにちは。4番、ごとうみきです。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、水道料金の考え方についてお伺いいたします。

私たちの愛知中部水道企業団の水道料金設定の考え方には、本企業団は、企業としての経済性を発揮すると同時に、住民の福祉の増進を目的として営まれるよう、「経済性」と「公共性」の2つの原則を掲げて事業運営を行っていますとあります。

そこでお伺いいたします。

まず1点目、住民の福祉の増進を目的とということをどのように料金設定に反映されているでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質問に対する答弁者、近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 営業担当次長の近藤でございます。よろしくお伺いいたします。

住民の福祉の増進を目的とした料金設定の反映についてお答えをいたします。

地方公営企業である企業団におきましては、経済性を発揮し、能率的、合理的な業務運営

を行い、最小の経費で最良のサービスを提供することが住民の福祉の増進に資するものであると考えております。

こうした考えの下、一般的な生活に必要と考えられます1か月当たり1立方メートルから30立方メートルまでの水量の単価につきまして、給水原価が155円から160円近くかかる中、これを下回る料金単価の設定をしており、少量使用世帯への負担軽減を考慮した料金体系となっております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。少量使用世帯への負担軽減、これはすごく大事な視点だと思います。一人暮らしの方や年金生活者の御夫婦世帯など多くの方が含まれますし、そういう中で生活の安定を築いていってほしいと思います。引き続きこの考えを大事にしていていただきたいと思います。

再質問ですが、それでは、昨今の物価高による住民生活の影響をどのように把握されているでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 全体としての住民生活への影響に関しては把握しておりませんが、これまでも新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策として、支払猶予等を含めて、個々の事情を考慮し、対応をしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。今の御答弁で、支払猶予等を含めてということがありましたが、やはり生活苦や営業苦による支払猶予への対応をされているということだと思います。

このように、今の物価高で、私たち議員のところにも、本当に生活が大変だという声や相談が日々寄せられています。特に、私のところには、子育て世帯の方からの不安の声、将来不安の声、子供を育てるに当たっての経済不安の声が多数寄せられています。そのような中で、水道料金含めた水光熱費への補助を求める声も多いのが現状です。

そこで、再質問いたしますけど、私たちの水道企業団の使用料金の区分で一番多い区分は何区分になるのでしょうか。また、一般的な多子世帯は何区分から何区分までと想定されるのでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 令和4年度におきまして、生活用水における最も多い使用料金の区分は、第3区分の1か月当たり21立方メートルから30立方メートルまでの区分であります。

また、企業団におきましては世帯人数を把握しておりませんので、想定は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。一番多い第3区分にはまだ負担軽減策が行われていないということだと思います。しかし、我が家も子供2人の4人家族で、第3区分です、5月の検針においては。多子世帯は多分第3区分、第4区分が多いのではと想定されます。

今の料金体系は、平成26年4月の改正による料金体系ですが、平成26年4月の値下げは、先ほど御答弁がありました第1区分、第2区分で、1か月の水量が20立方メートルまでが対象でした。今後の料金の在り方の考え方として、一番多い第3区分の方への負担軽減の必要性をどのようにお考えでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 経営とのバランスを考慮して決定するものであると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。でも、同時に、やはり公共性、住民の福祉向上を目指して、住民生活も考慮して料金設定をしていただきたいと思います。

今、物価高騰により本当に全世帯が影響を受けています。特に子供が多い世帯ほど、食費や光熱費、教育関係の負担が大きく、国や自治体からの支援もありますけど、その対象外の世帯でも実際の生活は苦しくなっています。水は生活していく上で、また、生きていく上で欠かせないものです。

先ほどの御答弁であったように、使用料金は使った分だけ一律に徴収するという考えではなく、少量使用世帯に現在でも配慮した料金設定になっています。営利企業ではなく公共性の事業運営をしている愛知中部水道企業団だからこそ、水道事業だからこそだと私は強く感

じます。今こそ、もう一步踏み込んで多子世帯への支援策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 料金体系の見直しにつきましては、長期的な視野に立ち、健全経営を持続していくために、最適な料金制度、料金体系の構築が不可欠となっております。従いまして、現行制度を超えたこれ以上の配慮につきましては難しいと考えております。以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。しかし、やはり住民とともに水道行政はあるべきだと思いますので、是非住民生活を考慮していただきたいと思います。

大項目2点目です。

こういう今の状況の中で、愛知県でも大口町、扶桑町の丹羽広域事務組合は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた町民や事業者の負担を軽減するための支援施策として、水道料金の基本料金を4か月間免除しますと実施しています。

愛知中部水道企業団として、住民のための負担軽減策を行えないでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 負担軽減策についてでございますが、水道事業におきましては独立採算制で運営をしておりますので、本企业団の単独事業として行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） しかし、愛知県内でも、先ほど言いました丹羽広域事務組合を含めて、例えば、この6月議会で、江南市でも水道料金の負担軽減策などを決めています。先ほど紹介しました丹羽広域事務組合でもやっています。制度としてできないということはないのですよね。確認です。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 基本料金を免除した場合の減収による今後の水道施設整備計画への影響等を考慮しますと、老朽管の更新等の水道施設整備を計画どおりに進めていくことが、住民の皆様へ安心・安全な水道水を供給することにつながると考えておりますので、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、企業団の単独事業として行うことは考えておりま

せん。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 企業団の単独事業として行うことは考えていない、これは私は現時点での考えだと思います。制度としてできないことはないというのは、各地の事例でも明らかです。負担軽減策としてどのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 先ほどからの答弁の繰り返しとなりますが、水道事業単独での負担軽減策は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 私たち、各市町村には、物価高騰対策として国から補助金が入ってきています。しかし、一部事務組合である愛知中部水道企業団には、国からの直接の補助金は入りません。今後、料金を考えるに当たって、よく構成市町でも相談していただき、どうすれば住民のための料金設定ができるのかということ踏まえて、財政支援も含めて検討していただきますようお願いをします。

大きな3点目、こういう中で、せめて値上げはしないでいただきたいという思いで、最後、質問いたします。

令和3年度に策定されました第3次アクア・シンフォニー計画では、現行の水道料金の継続としっかり明記されています。令和12年度までの計画の変更はないというふうに私はこの計画を読み取りました。ですので、改めてお聞きしますが、変更はなく、令和12年度までは現行水道料金の継続ということでよいでしょうか。確認の意味を込めて質問します。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 第3次アクア・シンフォニー計画につきましては、事業を取り巻く環境変化等に柔軟に対応するため、5年をめぐりに見直しをすることとしております。策定当時から比べ、工事費の上昇や電気、ガス等の燃料価格の高騰など、経営環境に大きな変化が起きており、こうした状況を受けまして、令和4年12月議会で答弁しましたとおり、令和8年度に計画の見直しを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、令和8年度の第3次アクア・シンフォニー計画の改定に向けて、内部留保資金を確保するため、更新率や工事規模の見直し、適正な企業債の借入額、料金改定など、投資計画と財政計画について検討してまいりたいと考えておりますと、令和4年12月議会の答弁がありました。ここからの変更はありませんよね。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 大きな状況の変化といたしまして、先の新聞報道等でもありましたように、愛知県企業庁が県営水道料金の改定を検討していることが明らかになりました。この料金改定があった場合には、本企業団の事業運営に多大な影響を与えることは必至であり、アクア・シンフォニー計画の改定より先行して料金改定の検討を行わなければならない状況になると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ということは、12月で御答弁されたように、令和8年度前でも料金改定があり得る、料金の値上げがあり得ることなののでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 県営水道の値上げの時期によってはその可能性があると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） それでは、仮に値上げの検討が行われる場合は、県営水道料金の改定幅が値上げ分になるということでしょうか。また、令和4年度の議会答弁で、水道経費が令和3年度比で12%増という答弁もあります。電気料金の値上げ含めて、このような経費の増加も水道料金に加味された値上げになるのでしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 値上げに当たっては、県営水道料金の改定幅、電気代の値上げなども含めた収支の見通し、内部留保資金の状況、水道施設に係る投資計画などを総合的に判断し、検討していくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） これは本当に住民にとって大きな問題です。県営水道の値上げの

影響額はどのように考えられるでしょうか。また、その場合、どれぐらいの影響額となる想定でしょうか。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 現時点では、値上げの時期、改定率等詳細については分かっておりません。値上げの時期によっては、令和6年度の予算編成にも影響してまいりますので、愛知県に対し、詳細で具体的な説明を求めるなど、早期の情報収集に努めてまいります。以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 今、愛知県に対して説明を求めるというふうに御答弁がありましたけど、私は、情報収集のみではなく、今、住民の生活を鑑みて値上げしないでいただきたいということも同時に求めていますようお願いいたします。

また、内部留保資金の状況も考慮とありますが、今は内部留保資金、しっかりありますので、これがある限りは私は値上げをしなくてもよいのではと考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（若園ひでこ議員） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により、事前に配付いたしました資料のとおり実施したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり実施することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第7、議案第8号 愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。  
す。

議案第8号 愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、議員の議員報酬及び特別職の職員の報酬について、支給方法を改める必要があるため、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条では、愛知中部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例について、第3条第1項及び第2項において、報酬の支給方法を月割計算から日割計算に改め、第4項を新設し、日割計算の方法を規定いたします。

また、第2条では、愛知中部水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、第3条第2項において、報酬の支給方法を月割計算から日割計算に改め、第3条第3項において日割計算の方法を規定するよう改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（若園ひでこ議員） 日程第8、議案第9号 令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島局長。

○局長（小島千明君） 局長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号 令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について御説明をいたします。

お手元の令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思ます。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年7月25日提出。

2ページ、3ページを御覧いただきたいと思ます。

1、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業決算報告書でございます。

こちらは予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、(1)の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額、右から4列目になりますが、77億1,380万7,000円に対しまして、決算額は76億9,138万6,468円で、主に水道料金収入で、水道事業収益全体で2,242万532円の減となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額、右から5列目になりますが、65億3,165万1,000円に対しまして、決算額64億1,125万9,134円で、第1項営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などがございます。また、第2項営業外費用は、借入企業債の支払利息、支払消費税や過年度分水道料金の減免でございます。

なお、水道事業費用全体といたしまして、1億2,039万1,866円の不用額が生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額、右から4列目になりますが、15億2,556万1,680円に対しまして、決算額は12億8,044万9,798円で、第3項の工事負担金や第4項の固定資産売却代金を合わせまして、収入全体で予算に比べまして2億4,511万1,882円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額、右から7列目になりますが、47億3,750万2,790円で、主に第1項の建設改良費で行いました第2次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項の企業債償還金などで、建設改良費において、翌年度への繰越額が、右から3列目になりますが、3億8,286万9,300円ございますので、支出全体でこれを差し引いた6億2,067万8,636円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。資本的収支の不足額24億5,350万5,056円は、減債積立金1,900万円、建設改良積立金3億5,407万6,081円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億4,052万4,569円、過年度分損益勘定留保資金15億9,134万8,853円及び当年度分損益勘定留保資金2億4,855万5,553円で補てんをいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは、2、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に(1)の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく(1)の原水及び浄水費から(3)の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや(6)の減価償却費、(7)の資産減耗費、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は10億3,413万8,444円となり、これに5の特別利益309万6,024円を加えた当年度純利益は10億3,723万4,468円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金2億7,979万1,830円と、令和4年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額3億7,3

07万6,081円を合わせました当年度未処分利益剰余金は16億9,010万2,379円となっております。

次に、8ページ、9ページは、3、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは、令和3年度までの資本金と剰余金の状況で、そのすぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和4年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から4行目の減債積立金の取崩し額1,900万円、その下の行の建設改良積立金の取崩し額3億5,407万6,081円並びにその下の当年度純利益10億3,723万4,468円を合わせた、3行上になりますが、当年度変動額14億1,031万549円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金を始めとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは、4、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高16億9,010万2,379円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に800万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に1億4,215万9,902円をそれぞれ積立てし、令和4年度に使用した減債積立金と建設改良積立金の取崩し額、それから長期前受金戻入れ額を合わせました、次の行にあります、12億4,181万8,455円を資本金へ組入れし、残額の2億9,812万4,022円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、5、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表でございます。

令和5年3月31日現在におけます企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせました、12ページの上から6行目、資産合計と、その取得の源泉となります、13ページの一番下の負債、資本合計は、それぞれ同額の572億964万2,307円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準の手続を示した6、注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定についての

説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（若園ひでこ議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第9号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築一浩代表監査委員。

○代表監査委員（都築一浩君） 監査委員の都築でございます。

議長より御指名がございましたので、監査委員を代表しまして、令和4年度決算審査の結果について御報告申し上げます。

令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月26日、月岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているかを検証することに留意して、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等につきまして審査いたしました。

その結果について申し上げます。決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和4年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読をいただきたいと思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申し述べ、報告とさせていただきます。

令和4年度の決算を総括しますと、収益的収支につきましては純利益を計上し、資本的収支は不足額を補てんできている点からすれば、おおむね問題がない状況にあると言えます。しかしながら、工事費の上昇、電気、ガス等燃料価格の高騰などの影響や、老朽管の更新等、今後の経営について安心と言える要素は少ないため、将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給するため、しっかりと資金確保に努めていただきたいと思います。

また、今後においては、事業の取捨選択を始め、合理的かつ効率的な事業の実施により徹底した経費縮減を行うとともに、人口や水需要などの動向を精査し、企業団水道事業の転換期を見極め、財政基盤の強化を踏まえた事業を計画的に推進するよう期待し、令和4年度愛

知中部水道企業団水道事業会計決算審査の意見とします。

次に、基金の運用状況について報告します。

水道水源環境保全基金は、水源環境保全事業の推進を図る目的で積み立てていますが、その基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、当初の計画どおりの面積確保が難しくなっており、こうした状況はここ数年続いております。水道料金のうち使用料1立方メートル当たり1円をこの事業に投資していますが、このままでは基金の積立額が10か年分に達する可能性があり、協定の見直しは急務となつてきていると思われまふ。

次期計画では、基金の本来目的が達成できるものになることを要望しまして、基金運用状況の決算審査の意見とします。

続きまして、令和4年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました令和4年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを主眼に審査をいたしました。

その結果について申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、報告いたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、御精読いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（若園ひでこ議員） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

議案第9号について、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

4番、ごとうみき議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。それでは、通告書に従って2点お願いいたします。

まず1点目ですけど、物価高騰の中でも、令和4年度の純利益が10億3,723万4,468円の黒字となったのは、どのような経営努力をされた結果なのでしょう。また、給水原価が前年度と比較して減少となってしまった原因をどのように分析されているのでしょうか。

2点目、有収水量が前年度と比較して減少していますが、長久手市だけが増加となっております。長久手市が増加となった原因をどのように分析されているのでしょうか。ジブリパークの開園の影響などもあるのでしょうか。また、人口が増えているにもかかわらず、ほかの市

町が減少となっている原因をどのように分析されているでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

私からは、1点目についてお答えさせていただきます。

1点目の経営努力と給水原価についてでございますが、初めに、経営努力につきましては、新型コロナウイルスやウクライナ侵攻に端を発する昨今の経済情勢の変化により、予算策定時より電気料金や諸物価が高騰し、経費が増加したにもかかわらず、昨年度並みの純利益10億3,723万4,468円を得ることができたのは、修繕費の減や公営企業会計特有の資産減耗費の減などにより、費用が前年度に比べ減少したことによるものでございます。また、これら費用の減少の中で、経営努力によるものとしたしましては、水道施設及び庁舎に係る修繕工事の内容の再精査や車両更新の見直しなどにより、費用の抑制を行ったものでございます。

次に、給水原価につきましては、有収水量1立方メートル当たりになんだけの費用がかかったかを示す指標で、経常的にかかる費用を有収水量で除して求められるものでございますが、令和4年度について分析したところ、前年度に対し、資本費や動力費は増加しましたが、修繕費や資産減耗費の減少が上回ったため、経常的にかかる費用が減少し、給水原価が0.12円減少したものでございます。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 営業担当次長の近藤でございます。

私の方からは、2点目の有収水量の増減分析についてお答えさせていただきます。

有収水量が前年度と比較して減少している原因は、生活用水においてコロナ禍による巣ごもり需要で増加していた水量が元に戻りつつある状況を受け、全市町で前年度と比較して1人1日当たり使用料が4リットルから5リットル減少していることによるものです。

こうした中、長久手市のみ有収水量が増加した原因につきましては、愛・地球博記念公園、大学、事業所等の業務営業用水における使用量の増加分が他市町より多かったことが原因であると分析をしております。また、ジブリパークの開園の影響があるかにつきましては、ジブリパークのみでの水量は把握しておりませんが、愛・地球博記念公園全体としては増加傾向で推移しております。

なお、長久手市以外の市町が減少となっている原因につきましては、業務営業用水等での

使用量で生活用水のマイナス分をカバーできなかったことによるものと分析をしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） ありがとうございます。

それでは、4点、再質問をさせていただきます。

まず1点目、経営努力をされているということですが、この経営努力は令和4年度に特化したものなのでしょうか。

2点目、また、これらの経営努力により、留保資金も令和3年度比で0.2億円増加しています。これは、アクア・シンフォニー計画の内部留保資金残高の見込みでは、令和3年度19億6,700万円から令和4年度は16億3,800万円に減る想定でした。しかし、増加しているというのがこの決算で分かります。減る計画だったけど増加したということは、それなりのことがあったのだと思いますが、令和4年度の留保資金はそれでは幾らになったのでしょうか。お願いをいたします。

3点目、長久手は特別な事情で有収水量の増加があったのかなというふうに答弁を聞いて思いましたが、これは令和4年度に特化したものと考えてよいのでしょうか。令和5年度以降も、先ほど御答弁がありました、愛・地球博記念公園、大学、事業所等の業務営業用水の使用の増加は続くと考えてよいのでしょうか。

4点目、また、1人1日当たりの使用量が4から5リットル減少とのことですが、これはコロナ以前の使用量に戻ったのでしょうか。また、令和4年度は長久手市の業務営業用水量が大幅に増加したとのことですが、他市町の業務営業用水量も増加しているのでしょうか。お願いします。

○議長（若園ひでこ議員） ごとう議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 私からは、再質疑の1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

初めに、この経営努力は、令和4年度に特化したものかについてでございますが、事業内容は毎年度一定ではなく、庁舎に係る修繕工事の内容の精査や車両更新の見直しについては令和4年度限りのものとなりますが、引き続き事業費縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和4年度末の留保資金についてでございますが、留保資金残高は25億910万7,853円となっております。アクア・シンフォニー計画策定時と比べ8億7,000万円

ほどの増となっておりますが、これは、減価償却費などの現金不要経費や計上された利益の差などにより流動資産が増加したためでございます。

なお、留保資金残高25億910万7,853円のうち3億円は水道水源環境保全基金となっておりますので、実質的に投資可能な内部留保資金残高は約22億円となっております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 近藤次長。

○次長（営業）（近藤隆徳君） 私の方からは、3点目、4点目の再質疑についてお答えさせていただきます。

まず、3点目の長久手市の有収水量の増加についてでございますが、愛・地球博記念公園につきましては現在も増加傾向となっております。しかしながら、大学、事業所等の増加につきましては一時的なものであり、令和5年度は減少する見込みとなっております。従いまして、長久手市の有収水量の増加につきましては、令和5年度以降も続くものではなく、令和4年度に特化したものであると考えております。

次に、4点目ですが、最初に、1人1日当たりの使用量がコロナ以前の使用量に戻ったかについてでございますが、令和4年度の生活用水における1人1日当たりの使用量は225.68リットルで、コロナ禍以前の令和元年度は220.1リットルでしたので、令和4年度の方が5.58リットル上回っており、依然使用量は多い状態となっております。

次に、令和4年の業務営業用水が長久手市以外においても増加したのかについてでございますが、豊明市、日進市で増加をしております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、4番、ごとうみき議員の質疑を終わります。

続きまして、1番、浅井たかお議員。

○1番（浅井たかお議員） 1番、浅井たかおです。よろしく申し上げます。

議案番号の9番、令和4年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について、水道水源環境保全基金を活用した水源地域の整備事業費について質問いたします。

1つ目、森林整備協定造林事業が当初の計画どおりの面積が確保できなかった理由は何が考えられるか。

次に、2つ目、令和6年度末までの目標値に対して、令和4年度決算値はどこまで達成できたか。

3つ目、令和2年第2回定例会の答弁で、作業道の整備、獣害対策の拡大、町村単独事業

などへ助成要件の緩和、木質バイオマス発電設備の導入について木曾広域連合に確認について答弁されていますが、令和4年度決算時点でどこまで進捗できたか。御回答ください。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。

初めに、各質問につきましては、木曾川水源の森林整備事業でお答えさせていただきます。

1項目目の当初の計画どおりの面積が確保できなかった理由についてでございますが、令和4年度の森林整備面積は、当初263ヘクタールを予定しておりましたが、実績値は178ヘクタールで、民有林所有者から施業の承諾が得られなかったため、計画どおり進捗ができなかった報告を木曾広域連合から受けております。

次に、2項目目、令和6年度末までの目標値に対して、令和4年度決算値はどこまで達成できたかについてでございますが、令和6年度末の目標値1万4,000ヘクタールに対し、令和4年度末で1万1,488ヘクタールの達成状況でございます。

3項目目の令和2年第2回定例会の答弁における令和4年度時点の進捗についてでございますが、作業道の整備につきましては、令和元年度1万1,877メートルに対し、令和2年度は1万3,246メートル、令和3年度は1万2,621メートルと拡大して実施してまいりましたが、令和4年度は、民有林所有者から施業の承諾が得られなかったため、9,279メートルとなりました。

また、獣害対策につきましては、令和元年度は47.9ヘクタールに対し、令和2年度は47.2ヘクタール、令和3年度は112.5ヘクタール、令和4年度は161.3ヘクタールと、こちらも拡大して実施してまいりました。

次に、町村単独事業などへの助成要件の緩和につきましては、現在、令和7年度からの次期計画策定に向けて、木曾広域連合と協議を重ねている段階でございます。

最後に、木質バイオマス発電設備の導入につきましては、燃料用木材が非常に安価で採算が合わず、供給が確立できないことや、発電設備には大量の木材が必要で、木曾地域の山からの木材だけでは燃料用木材の調達の維持が困難であると木曾広域連合から報告を受けております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員。

○1番（浅井たかお議員） 再質問させていただきます。

3項目目の町村単独事業などへの助成要件の緩和について、令和7年度からの次期計画策

定時に向けて、木曾広域連合と協議を重ねている段階とのことですが、なぜ令和7年度からの次期計画へと先送りにしてしまうのですか。あと、令和5年度の途中からは無理だとしても、令和6年度からの計画策定になぜできないのでしょうか。

それから、木曾広域連合とどんな内容の協議をされているのでしょうか。また、町村とは直接協議はできないのでしょうか。

最後に、監査委員が出された会計決算審査意見書に、このままでは水道水源環境保全基金の積立額が10か年分に達する可能性があり、協定の見直しは急務となってきているとありますが、これについてはどのように考えておられますか。様々な事情から計画どおりの整備面積確保ができておらず、目標値に達することは難しいと思われまます。このままいくとこの基金の積立額が膨大な金額になると予想されます。このまま活用し切れなければ、現在、基金の財源として水道料金1立方メートル当たり1円の徴収がされていますが、1立方メートル当たり0.5円にするなど、お考えはないのでしょうか。

以上です。

○議長（若園ひでこ議員） 浅井議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 初めに、3項目目の再質疑についてお答えさせていただきます。

令和7年度の次期計画からとした理由についてでございますが、令和3年3月定例会でも答弁しましたように、令和6年度までは現状の計画に沿って進めていくことが上下流の共通認識となっております。令和7年度からの次期計画につきましては、木曾広域連合と策定を進めているところでありますが、その際には、上流域の町村始め多くの調整が必要となるため、事業の前倒しは難しいと聞いております。

また、町村と直接のやり取りでございますが、私ども愛知中部水道企業団は木曾広域連合と協定を結んでおりますので、木曾広域連合を通して調整を行うということになっております。

また、基金の積立状況でございますが、こちらにつきましては、何をどのようにすれば適正な基金の拠出の説明責任が果たせるのかを念頭に、新規事業の実施に向けて、上下流双方で知恵を持ち寄り考えてまいります。これにつきましては、今後の基金の金額の在り方につきましても同様と考えております。

以上でございます。

○議長（若園ひでこ議員） これにて、1番、浅井たかお議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

ごとう議員。

○4番（ごとうみき議員） 4番、ごとうみきです。

賛成の立場で討論いたします。

決算審査の中で、愛知中部水道企業団として節約等の努力をされていることがよく分かりました。日々の維持管理や老朽化対策、また、令和3年度に更新された中央監視システムやテレメータなど、計画的に水道施設の更新、改良が実施されている最中であります。そして、この改良計画の中で新たな技術に対応できる職員のレベルアップも同時に行われている最中だと感じました。皆様の頑張りがこの決算からもよく分かりました。

また、決算の金額の面では、物価高の影響で各費用が増える中、留保資金も新たに積み増しし、決算時では25億910万7,853円になったとのこと。これは、令和3年度に策定されたアクア・シンフォニー計画の令和4年度留保資金の想定額よりも約8億7,000万円増えているということも分かりました。

住民の皆さんから1立方メートル当たり1円を水道水源環境保全基金としていますが、これは、令和4年度中は約3,300万円集め、約1,500万円は森林造成事業として使われましたが、残りは積み立てられて2億9,000万円を超える基金額となっています。先ほど議員からも指摘があり、また、決算意見書でも、このままでは基金の積立額が10か年に達する可能性も指摘されています。造成森林事業は言うまでもなく大切ですし、今後ますます必要だと感じます。同時に、基金額が増えていくことに関してどうしていくのか、使えなかった分を住民に何らかの形で返金できないか、討議を進める必要があるのではないのでしょうか。

そして、このようにしてためられた留保資金の考え方ですけど、私は、先ほどの一般質問で料金の改定もあり得るとのことでしたが、だったら、これらの基金を含む留保資金を活用し、料金値上げではなく財源を確保することができるというふうに考えます。決算を見て、財政状況も健全化と言える中、今慌てて水道料金の値上げをしなくてはならない要素はありません。たとえ、県水の値上げが決まったとしても、今、愛知中部水道企業団には料金の値

上げをしなくても財源が確保できるし、財政的にも十分持ちこたえられる財政力があると、私はこの決算を審査して感じます。

そして、改めて感じたことは、水道行政は営利目的では運用できないということです。人口が増えても有収水量は減っています。これは、生活様式や住宅事情の変化、そしてトイレやお風呂などの節水への技術の進歩などもあり、この傾向は今後も続くと想定されます。このようなことから、自然環境を守り、住民生活スタイルに寄り添い、安心・安全な水を提供するという本来の水道行政の使命をしっかりと果たそうとするには、より一層の公共性を重視していただくことが重要だと考えます。

以上、述べさせていただきまして、決算への討論といたします。

○議長（若園ひでこ議員） 反対討論を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 賛成討論を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園ひでこ議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園ひでこ議員） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

### ◎企業長あいさつ

○議長（若園ひでこ議員） それでは、企業長より御挨拶をお願いいたします。

近藤裕貴企業長。

○企業長（近藤裕貴君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日上程をさせていただきました議案につきましては、慎重なる御審議を賜り、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど都築代表監査委員より、令和4年度決算につきまして、おおむね問題ない状況にあるとの御意見をいただいたところではありますが、今後は合理的かつ効率的な事業の実施により経費縮減を行い、財政基盤の強化を踏まえた事業を計画的に推進するようにとの要望も併せて頂戴いたしました。

こうしたことも踏まえ、第3次アクア・シンフォニー計画の基本理念でございます「水源から蛇口まで、みんなに気持ちいい水道」の実現に向け、各種事業の効果的な執行に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、時節柄何かと御多忙かと存じますが、くれぐれも御自愛をいただき、一層の御活躍をお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（若園ひでこ議員） ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（若園ひでこ議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時11分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年 7月 25日

議 長 若 園 ひ で こ

署 名 議 員 吉 野 ゆ う と

署 名 議 員 福 安 金 之 助